

事業主様  
事務ご担当者様

事務連絡  
平成30年3月

川口工業健康保険組合

## 厚生年金保険の適用関係届への個人番号記載に伴う様式の変更について

平素は、当健康保険組合の事業運営に格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、これまで基礎年金番号を記載していた厚生年金保険の適用関係の各種届出については、平成30年3月5日より個人番号を記載して届けるようにとの案内が日本年金機構より出され各種様式がA4縦型に変更されております。

しかしながら、このA4縦型への様式変更に関しましては、経過措置として当分の間従前の様式を使用することができるとされています。

つきましては、「資格取得届」「資格喪失届」などの各種届出についてこれまで通り当健康保険組合作成の複写の様式をお使いいただきますようお願いいたします。  
なお、経過措置期間の対応は、次に記載させていただいておりますのでよろしく  
お願いいたします。

また、平成30年3月5日以降のCD等による電子媒体での届出に関しましては、日本年金機構が提供する新バージョンのプログラムをダウンロードのうえ届書を作成いただきますようお願いいたします。

常に厚生年金保険分届書の日本年金機構への送付事務のご協力を賜り誠にありがとうございます。今後とも皆様のご理解ご協力を宜しくお願い申し上げます。

**A4縦型の各種新様式に関しましては、準備ができ次第改めてご案内いたします。**

※海外在住等の方で個人番号が付番されていない場合は、基礎年金番号を記入してください。

業務課 TEL048-229-2353

届書名 【】内は付随する健保宛の届	平成 30 年 3 月 5 日現在の対応
共通・その他	原則現状の書式をご使用ください。 基礎年金番号欄が設けられている届書は、備考欄や空いているスペースに個人番号の記載をお願いいたします。
厚生年金保険資格取得届 【健康保険資格取得届】	当組合の最新の書式（個人番号欄が追加されているもの）をご使用ください。 個人番号があれば基礎年金番号は省略可能です。 70 歳以上の方は厚生年金保険 70 歳以上被用者該当届が必要です。
厚生年金保険資格喪失届 【健康保険資格喪失届】	厚生年金保険宛書類の備考欄に個人番号の記載をお願いいたします。 70 歳以上の方は厚生年金保険 70 歳以上被用者不該当届が必要です。
国民年金第三号被保険者届 【被扶養者（異動）届】	当組合の最新の書式（個人番号欄が追加されているもの）をご使用ください。 個人番号があれば基礎年金番号は省略可能です。
厚生年金保険被保険者報酬月額変更届 【健康保険被保険者報酬月額変更届】	特に変更ありませんが、70 歳以上の方は厚生年金保険 70 歳以上被用者月額変更届が必要です。
厚生年金保険被保険者賞与支払届 【健康保険被保険者賞与支払届】	特に変更ありませんが、70 歳以上の方は厚生年金保険 70 歳以上被用者賞与支払届が必要です。
厚生年金保険 70 歳以上被用者 該当・不該当届 厚生年金保険 70 歳以上被用者 算定基礎・月額変更・賞与支払届	各届書に統合されていないため、継続してご提出をお願いいたします。 備考欄に個人番号の記載をお願いいたします。
産前産後休業取得者申出書 育児休業取得者申出書 等の 保険料免除申請書類	厚生年金保険宛書類の備考欄に個人番号の記載をお願いいたします。
厚生年金保険住所変更届・ 厚生年金保険氏名変更（訂正）届 【健康保険住所変更届・ 健康保険氏名変更（訂正）届】	日本年金機構への届出は、原則不要となりますが、 引き続き健康保険組合へのご提出をお願いいたします。 また当組合ホームページ・申請書類内に住所変更届、氏名変更（訂正）届の様式がございますので、ぜひご利用ください。

※算定基礎届に関しては、5 月頃送付するご案内をご参照ください。